

2016/03/16

1/2/12

## 和解条項（案）

参加人世田谷区を施行者とする東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線（以下「補助54号線」という。）及び同区画街路世田谷区画街路第10号線（以下「区画街路10号線」という。）等の都市計画事業に関し、原告らが、平成18年、その差止め等を求めて提訴してから、今日まで、当事者らが真摯な主張立証を尽くしてきたこと、原告らが、平成27年12月28日、「下北沢再開発の『見直し』意見書」（以下「福川意見書」という。）を踏まえて、「原告らの和解に対するスタンス（和解案の概要）」を提案したのに対し、参加人世田谷区が、平成28年3月11日、これを大局において是認するものと評価することのできる「回答書」を提示したこと等を勘案し、本件紛争を円満に解決し、下北沢における道路整備及び街づくりに関するさまざまな意見の対立を超えて、自治の担い手である住民と行政の協働を形成することにより、下北沢の魅力を更に発展させていくことが大切であるとの認識の下に、裁判所から和解勧告がされたことを受けて、原告らと参加人世田谷区は、次のとおり、和解する。

- 1 参加人世田谷区は、小田急線上部利用について、「福川意見書」の趣旨に留意するとともに、「防災とみどりの基軸づくり」をコンセプトとして、東京都及び小田急電鉄と協議、調整を経てまとめた小田急線上部利用計画を発展させ、今後は、事業完了まで、小田急電鉄と調整しつつ、各事業者の設置する施設等が整合性をもって配置されることにより、駅を中心ににぎわいのある街づくりを目指し、区民等の憩いの公共的な空間となるよう整備を進めるものとする。
- 2 参加人世田谷区は、平成18年10月18日付けの事業認可処分に係る補助54号線及び区画街路10号線（第一期工区）について、「みどりの基軸」となる整備を基本コンセプトとする小田急線上部利用と調和した連続性のある街づくりを図るとともに、参加人世田谷区において既に検討に着手している「道路空間を活用して、まちのにぎわい創出等に資するための道路占用許可の特例制度」等を

2016/03/16

17:12

利用して、歩行者が主体で活気ある街として、一体とした街づくりを進めるものとする。

- 3 参加人世田谷区は、下北沢の現在の低層の街並みが地区の生活と文化を育み、下北沢を個性的で魅力のある街としていることに留意し、今後も、地域の“心”となる安全で住みやすいにぎわいの街の維持・発展に向け、下北沢の良好な街並みを維持しつつ、建築物の不燃化を適切に誘導するための街づくりを進めるとともに、その街づくりの過程において、区民参加ワークショップの開催等を通じて区民等の意見を幅広く聴き、下北沢の良好な街並みの維持・発展について必要な対応をするものとする。
- 4 原告らは、被告東京都に対する本件各訴えを取り下げる。
- 5 訴訟費用及び参加に要した費用は各自の負担とする。

以上